

障がい・難病のある方へ

各種サービスをご利用ください

●申請・問合せ先 市役所社会福祉課

障がい福祉G

内線164、165

身体障がい者手帳

この手帳は、身体に永続する障がいのある方がさまざまな福祉サービスを利用するために必要となるものです。

▼対象者

視覚、聴覚、音声・言語・しゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫などの機能に永続する障がいのある方

▼申請方法

窓口で申し込む

▼交付を受ける場合

申請前に、窓口で書類（交付申請書・診断書）を受け取り、県が指定する医師の診断を受ける（診断書作成は指定医師のみ可）

▼等級を変更する場合

申請時に写真および指定医師の診断書を添付する

▼住所・氏名を変更する場合

住所変更は新居住地の市町村、氏名変更は居住地の市町村で申請する

▼再交付する場合

写真持参で申請する

▽死亡された場合

手帳を窓口へ返還する

日常生活用具の給付

障がいの種類・程度に応じて給付されます。

※世帯の前年度の所得に応じて費用の一部負担あり

▼給付用具

特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具等

補装具の交付・修理

障がいの種類・程度に応じて給付されます。

※世帯の前年度の所得に応じて費用の一部負担あり

▼交付用具

車いす、装具、義足、補聴器等

身体・知的障がい者（児）有料道路割引制度

▼対象

身体障がい者自ら自動車運転する場合

・第1種の身体障がい者手帳または第1種の療育手帳所有者が乗車し、その移動のために介護者が自動車運転する場合

▼自動車の範囲

・乗用自動車（普通自動車、

小型自動車、軽自動車乗員定員10人以下の車）

・貨物自動車（ライトバン等）

・特殊用途自動車（身体障がい者運送車に限る）

・当該身体障がい者、またはこの方の生計同一者が所有する自動車（身体障がい者1人につき1台）

※営業自動車は除く

▼申込方法

身体障がい者手帳または療育手帳、車検証、運転者の運転免許証、認め印を持参し、窓口で申し込む

※ETC利用者はETCカード（原則、障がい者本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も併せて持参

福祉タクシー券

通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する場合、初乗運賃を助成します。

▼対象者

・身体障がい者手帳1～2級の方

・療育手帳A・Aの方

・精神障がい者保健福祉手帳1級の方

帳1級の方

・特定疾患医療受給者または特定疾患医療券を受けている方

・70歳以上の高齢者のみの世帯で同一敷地内または同一建物内に親族その他の者と同居せず、かつ市民税非課税世帯の方

※自動車税・軽自動車税の減免措置を受けている方は除く

NHK受信料の免除

・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

半額免除要件

・視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合

・身体障がい者手帳所持者が世帯主で、障がい等級が重度（1級または2級）の場合

・療育手帳所持者が世帯主で、障がい程度が重度

全額免除要件

・身体障がい者手帳所持者が世帯主で、障がい等級が重度（1級または2級）の場合

・療育手帳所持者が世帯主で、障がい程度が重度

・療育手帳所持者が世帯主で、障がい程度が重度

・療育手帳所持者が世帯主で、障がい程度が重度

（AまたはA）の場合

・精神障がい者保健福祉手帳所持者が世帯主で、障がい等級が重度（1級）の場合

特別障がい者手当

必要書類など詳細は窓口へお問い合わせください。

▼対象者

最重度の障がい者（おおむね身体障がい者手帳個別等級1級の重複、身体障がい者手帳1級・療育手帳Aの重複）の在宅者で、常時特別の介護を必要とする2歳以上の方

▼手当支給額

月額2万6260円

障がい児福祉手当

必要書類など詳細は窓口へお問い合わせください。

▼対象者

最重度の障がい者（おおむね身体障がい者手帳個別等級1級、療育手帳A）の在宅者で、常時特別の介護を必要とする20歳未満の方

▼手当支給額

月額1万4280円